

中性子科学会 2023年度総会
2024年3月8日
水戸市民会館

**議事次第4
サイエンス・ダイバーシティー特別委員会
最終報告**

説明者：藤田全基（SD特別委員会委員長、A班班長）



日本中性子科学会

サイエンス・ダイバーシティー特別委員会 最終報告

— 活動の内容と報告 —

— 定款・細則等の変更に関する検討事項の説明 —



日本中性子科学会 会長挨拶



「サイエンス・ダイバーシティの推進」と学会の見える化の実現

ビジョンやアクションプランの策定・実行 が益々重要になっています

会員の皆様におかれましては平素より学会活動に多大なご協力を賜り、心より感謝いたします。理化学研究所の大竹です。会員の皆様のご活動を支援し、取り組んでまいります。

日本中性子科学会は、2001年の創立から22年を経ており、新たなビジョンやアクションプランの策定・実行が益々重要になっています。

これまでの学会の歩みを顧みつつ、幅広くアカデミア／インダストリ領域を取り込むことで、SDGsにも貢献する活力ある中性子科学を推進していきたいと考えています。

このため、学会活動の見える化を目指し以下の活動を推進することで、多くの会員が参画し協働できる学会としていきます。

- ・基礎／応用、大型／小型施設、ユーザー／装置サイエンティスト（リサーチャー／テクニシャン）、理工学／人文社会学、など多様なアクターをエンカレッジする「サイエンス・ダイバーシティー」を推進します。
 - ・常設委員会・特別委員会・企画・WGのレビューや改善等を行うことで、より多くの会員の利益となる、未来に向けて実行力の

学会活動の見えるかを目指し、多くの会員
が参画し協働できる学会としていきます

る風土を作ります。また、会員同士の交流を大切にしてまいります。皆様の
力で、どうぞお気軽に声掛けください。明るい未来作りには、会員の皆様
とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「学術の中長期研究戦略」の申請

「中性子ビーム利用、いつでもどこでも」

4つの軸で量子ビーム利用の拡大を推進する

② 新たな中性子光源・中性子光学技術・計測／解析技術の向上

④

量子ビーム連携放射光・中間子
・陽電子などコンシェルジュ機能を
持つ相談窓口の設置

大型加速器中性子源



大型原子炉中性子源

**中性子源連携**

小型中性子源



中型中性子源

新試験研究炉
(10MW)
計画中@福井

資源



環境

- ・情報提供
- ・広報活動



生命科学

考古学

古代生物学



食



水



インフラ



工業製品



文化財

研究機関



大学

企業

- ダイバーシティ
- ・産業界
- ・ジェンダー
- ・国際性

コミュニティでの人材
育成システムの構築**① 新たな利用分野の開拓****③ 人材育成**

目的：「サイエンス・ダイバーシティの推進」と「科学会の見える化」を幹事、評議員と行う

日本中性子科学会では、ビジョンとプランの策定、および、それらに基づいたアクションが益々重要になっている。これらについては、活力のある中性子科学の推進を念頭に、過去の特別委員会や中性子科学推進委員会、ビジョン討論会などでも討論され、提言が行われてきた。これまでの議論を継承しつつ、**重要項目を実行するフェーズへと進めていくため、アクションを重視した特別委員会**を設置する。

設置期間：2023年4月～2024年3月末まで

実施内容：

① 学会内の活動

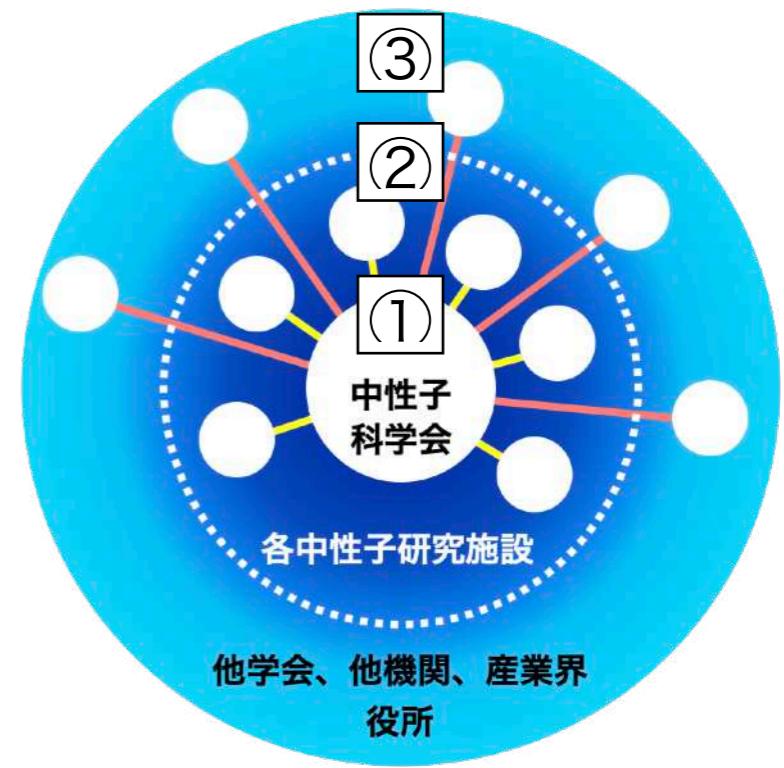
- 会員とのコミュニケーション
- 幹事と評議員の協働
- 幹事会・評議員会でのダイバーシティ

② コミュニティ内のサイエンス・人の交流

- 情報発信
- 施設・組織ビジョンの共有

③ コミュニティ外へのアプローチ

- 量子ビーム連携
- 産業界などとのつながり
- 政府、国民などに対するアピール、など



ロードマップ検討特別委員会(2018)報告より
推進委員会は中性子科学会に常設委員会として設置し、主要な
中性子施設の連携に関してハブの役割を担う。

サイエンス・ダイバーシティ特別委員会の設置

I-3'/6

目的：「サイエンス・ダイバーシティの推進」と「科学会の見える化」を幹事、評議員と行う

日本中性子科学会では、ビジョンとプランの策定、および、それらに基づいたアクションが益々重要になっている。これらについては、活力のある中性子科学の推進を念頭に、過去の特別委員会や中性子科学推進委員会、ビジョン討論会などでも討論され、提言が行われてきた。これまでの議論を継承しつつ、**重要項目を実行するフェーズへと進めていくため、アクションを重視した特別委員会**を設置する。

設置期間：2023年4月～2024年3月末まで

短期集中

実施内容：

1. サイエンス・ダイバーシティー (SD) の推進

実行する

中性子科学推進委員会などの提言や日本学術会議の「未来の学術振興構想」への申請内容への対応を進める。その内容である、基礎／応用、大型／小型施設、ユーザー／装置サイエンティスト、理工学／人文社会学、など多様なアクターをエンカレッジする「サイエンス・ダイバーシティー」を推進する。そのために、科学会が行うべき具体的な事項を優先順位付けした上で、人的ダイバーシティを基盤に**異分野融合・施設間連携・产学連携・人材育成**に関する施策にコミットする。

2. 学会活動への会員参画と活動の見える化の推進

動きやすくする

未来に向けて実行力のある学会を実現するために、より多くの会員が協働できる学会の仕組みを提案する。その一環として、常設委員会・特別委員会・部会・WGの活動や仕組みのレビューと改善を行う。学会内外へ向けた戦略的広報、幹事の公募など新しい取り組みを進め、人的ダイバーシティ・インクルージョン推進の観点から評議員特別枠の設置などを検討する。

活動内容の概要（一部）

■ 会員アンケートの実施

大竹会長の所信表明（より多くの会員の利益となる、未来に向けて実行力のある学会の実現）を会員と共有し、学会活動や特別委員会での検討事項において、会員の意見を参考にする。

■ 中性子科学ビジョン討論会

サイエンス・ダイバーシティーの実現に必要不可欠である他の量子ビームとの連携に焦点をあてた検討会を実施する。活動の具体化とその活動を加速する仕組み作りにつなげる。

■ 実行委員会の設置

中性子科学会の会員以外を含めた活動を学会として進めるため、実行委委員会を設置する。
(例えば、今後、量子ビーム科学連絡部会を量子ビーム科学連絡委員会とする。)

■ 学生会員の位置づけ

総則にある「中性子科学関連の人材の育成および活躍の推進（案）」において学生を対象とした支援を進めるため「学生会員」を置く。→ 後ほど説明

■ 評議員特別枠の設置

学会の意思決定において偏りが生じないように配慮し、幹事・評議員の協働において良いインタラクションを産み出す一助とする。有効な選挙は二回（二年間）のみ。若い年齢層（50歳未満）の男女の会員から各年一名ずつを選出する。→ 後ほど説明

後ほど説明

SD特別委員会活動のまとめ

I-5/6

検討の方針と内容

- 1. SD推進 → 実行する → ① 提言への対応
- 2. 会員参画、見える化 → 動きやすくする → ② 制度・仕組みの整備

班分けして進める

幹事、評議員などの活動基盤の強化に協力 ←

幹事会、担当評議員などと協働する

No.	検討項目		担当班	担当者	まとめ	コメント (関係する会長挨拶の内容)
1	提言対応	他分野交流	A	小野田、本田	他学会と交流→推進委員会	サイエンス・ダイバーシティ(SD)、 協働、見える化
		活動の見える化		河村、藤田	シンポ、アンケート実施	
	ビジョン討論会	A, B	武田、鈴木	3月8日に実施		
2	学生会員の位置づけ		A, B	大友	3rd評議員会で承認	人的ダイバーシティ
3	評議員特別枠の設置		A	藤田	4th評議員会で承認	人的ダイバーシティ
4	学会賞規定の整備		B	井上、大石	3rd評議員会で承認	基盤整備
5	選挙規定の整備		B	久米	3rd評議員会で承認	基盤整備
6	定款・細則・規定の整備		B	井上、鈴木	4th評議員会で承認	基盤整備・見える化
7	常設委員会などの活用		A, B	藤田、井上	インタビューを実施、 規定修正作案済み	SD、見える化
8	会員アンケートの実施		A	杉山	実施、まとめ作成済み	見える化

その他にも幹事会との協働項目あり

SD特別委員会活動のまとめ

まとめ

- ・実行すること、動きやすくすることがSD特別委員会のミッション
検討項目は、活動と初期対応をほぼ終えた（半ばのものもあるが…）
- ・活動を通じて課題も見えた → 今後の学会活動のために報告書を作成する

No.	検討項目		
1	提言対応	他分野交流	
		活動の見える化	
		ビジョン討論会	
2	学生会員の位置づけ		
3	評議員特別枠の設置		
4	学会賞規定の整備		
5	選挙規定の整備		
6	定款・細則・規定の整備		
7	常設委員会などの活用		
8	会員アンケートの実施		

■ 学生会員の位置づけ →会費徴収再開による推移の看視	} 学会の立て付け に関わる根本的 なこと
■ 評議員特別枠の設置 →自走するための策を検討	
■ 常設委員会などの活用	
■ 他分野交流	
■ ビジョン討論会 →未来の学術振興構想の実現に向けた活動につなげる	
■ 活動の見える化 →継続、応援者（会員、関係人口）を取り込む	連携



日本中性子学会

学生会員に関する検討

— 日本中性子学会 サイエンス・ダイバーシティ特別委員会 —

背景：ポストコロナ禍になり、学生会員の扱いを改めて検討する

特別委員会、評議員会での議論のポイント

次世代を担う学生会員を増やすとともに、学会活動への参画を促す

- ① 学会運営に関わる選挙権・被選挙権を付与することが重要
→ 会費の納入を義務とする（シニア会員との差別化）
- ② サイエンス・ダイバーシティの推進において学生会員に対する施策を進める
→ 学生会員を定義することが有効（定款および細則に定義がなかった）

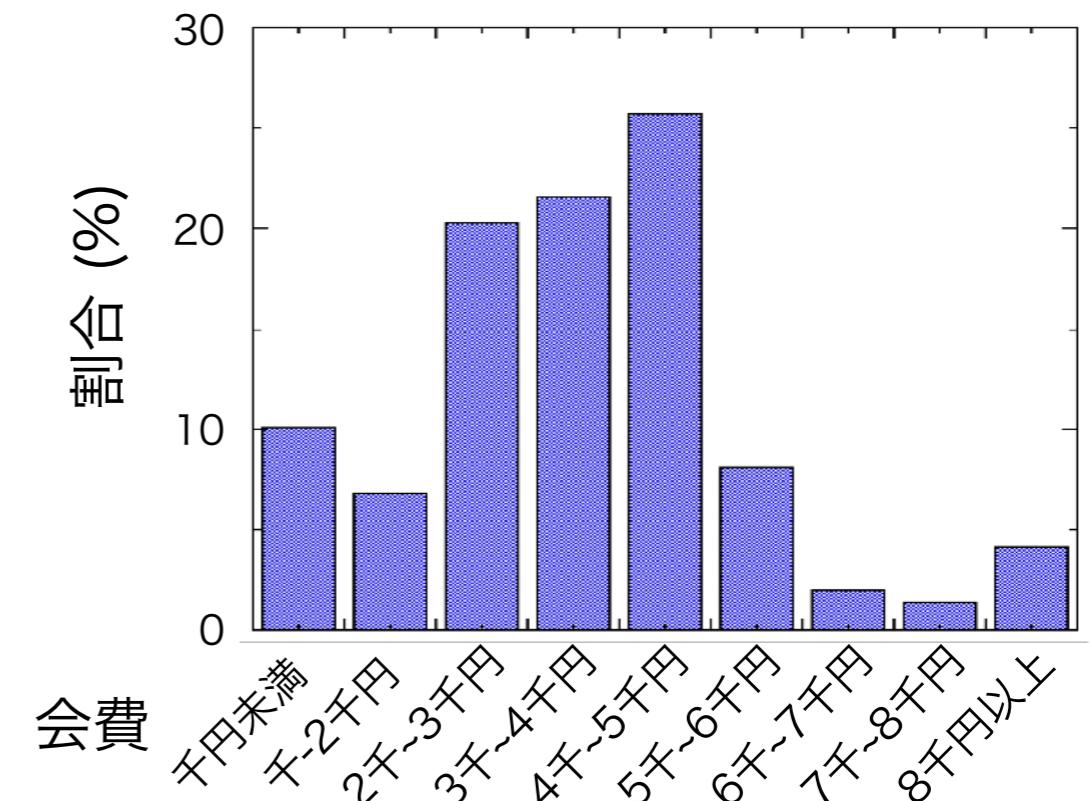
【学生会員の会費】に関するアンケート結果

2000～2999円	20.3%
3000～3999円	21.6%
4000～4999円	25.7%
	67.6%

学生会員の会費を変更すべきという強い意見は上がらなかった → 会費は変更しない

万が一、この方針で問題が発生した際には、改めて来年度以降に議論する

Q. 学生会費として、いくらが妥当だと思いますか？





日本中性子学会

評議員特別枠の設置

— 日本中性子学会 サイエンス・ダイバーシティ特別委員会 —

評議員特別枠の設置背景

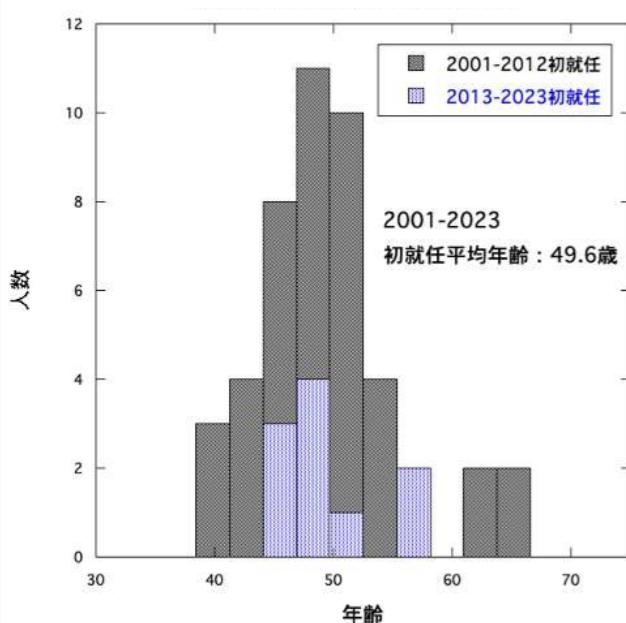
背景（緒言）

学会の意思決定ボード（評議員会）においてダイバーシティが重要

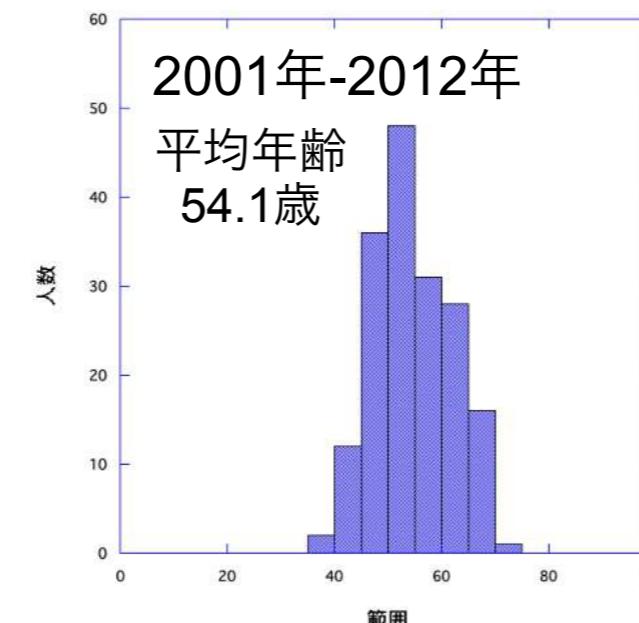
これまでの課題

- ・新しい評議員が選ばれにくい
- ・平均年齢は高い年齢側にシフト（学会設立後10年と最近10年で2.3歳の違い）
- ・50歳未満の評議員がほとんどいない（ここ数年は不在）

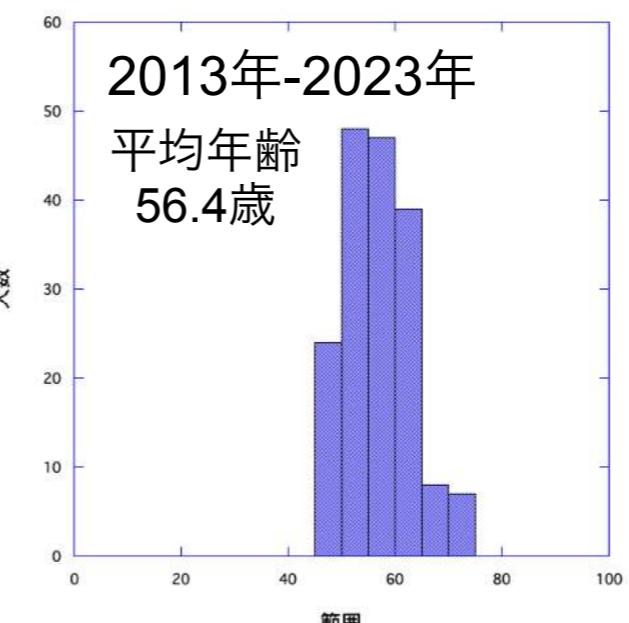
評議員初就任年齢と人数



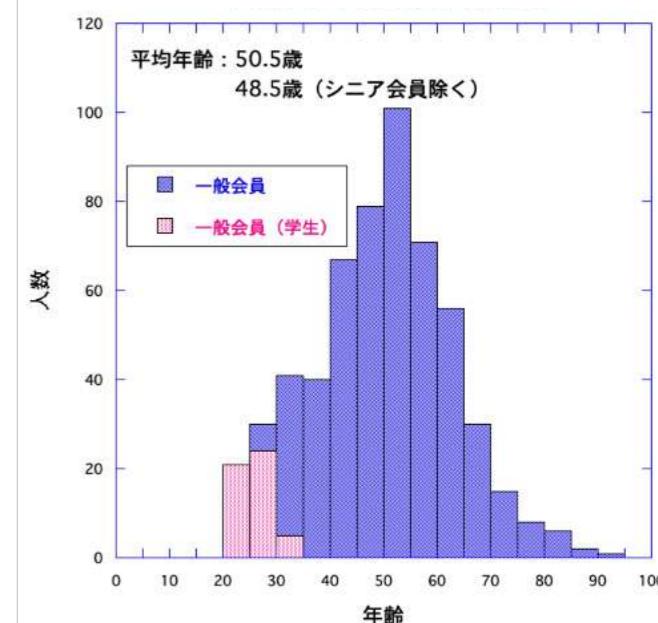
評議員就任時の年齢と人数（延べ数）



2013年-2023年
平均年齢 56.4歳



会員年齢分布



新しい評議員が選ばれにくい

高い年齢側にシフト、ここ数年は50歳未満の評議員は不在

緒言

学会の意思決定ボード（評議員会）においてダイバーシティが重要

これまでの課題

- ・新しい評議員が選ばれにくい
- ・平均年齢は高い年齢側にシフト（学会設立後10年と最近10年で2.3歳の違い）
- ・50歳未満の評議員がほとんどいない（ここ数年は不在）

提案

評議員特別枠の設置

目的

ダイバーシティの推進、および、その呼び水とすること
(今後のロードマップ作成に若手の取り込む)

内容

時限措置として、2024年度、2025年度の評議員選挙で選出する

資格：評議員未経験

対象年齢：現会員と評議員（過去含む）の年齢分布から、50歳未満とする
男女1名ずつを各年の候補とする

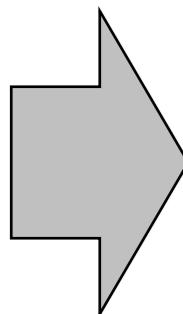
評議員・評議員特別枠に掛かる選挙

II-4/5

シンプルなケース

得票順	
1.	**
2.	**
3.	**
4.	**
5.	**
6.	**
7.	**
8.	**
9.	**
10.	**
11.	**
12.	**
13.	**
14.	A 候補者
15.	**
16.	B 候補者

一次選挙



緑: 男性
赤: 女性

特別枠対象者

1. A
2. B

別ケース

1.	**
2.	**
3.	**
4.	**
5.	**
6.	**
7.	**
8.	A 候補者
9.	** ①
10.	**
11.	**
12.	**
13.	**
14.	B 候補者
14.	C 次点 ②
16.	D 次点

① Aに意向確認

② 年少者順

特別枠対象者

1. B
2. D

評議員二次選挙最終候補者

会長推薦4名

1.	**
2.	**
3.	**
4.	**

評議員

1. **
2. **
3. **
4. **
5. **
6. **
7. **
8. **

二次選挙

Aが第2次選挙の候補者になることを選択
→評議員に選ばれない可能性がある

評議員

(特別枠)

1. **
2. **

③ 会員による信任



- ・選挙では評議員半数改選の枠外とし、現在の評議員16名に最大4名を加える
- ・評議員会は特別枠評議員も加えた過半数で成立、議決の必要数にも数える

第1条 任期が2025年4月からの評議員の選挙（2024年度実施）および任期が2026年4月からの評議員の選挙（2025年度実施）において、ダイバーシティ推進を目的とした時限措置として、評議員特別枠を適用する。

第2条 評議員特別枠の有資格者は、選挙実施年度末に50歳未満で、かつ評議員未経験の正会員とする。

第3条 評議員の第1次選挙の結果、第2条に定める有資格者のなかで最多得票数を得た男女1名ずつの者を評議員特別枠候補者と定める。ただし、得票数が同じ者が複数の場合は、年少者から順次決定する。評議員特別枠候補者は、2年間で計4名とする。

第4条 第3条に基づき決定した評議員特別枠候補者が評議員の第1次選挙の結果の上位12位以内の場合、選挙管理委員長は、評議員の第2次選挙の通常候補者もしくは評議員特別枠候補者のいずれになるか、第2次選挙前に本人の意向を確認し、評議員特別枠対象者を決定する。評議員特別枠候補者となる場合は、該当の評議員特別枠候補者を除く上位12位以内の者を第2次選挙の通常候補者とする。

第5条 評議員の第2次選挙において、評議員特別枠対象者は、信任投票とし、有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。信任された対象者は、選挙管理規定で定める通常選挙により選出の評議員16名に加え、評議員となる。

第6条 その他疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議して会長に報告し、評議員会の承認を得て、評議員特別枠を含めた評議員選挙を実施する。

ご意見等をお願いします

参考資料

日本学術会議・未来の学術振興構想「学術の中長期研究戦略」

「第1期中性子科学推進委員(2022)」提言まとめ

「ロードマップ検討特別委員会(2018)」提言まとめ

「評議員会の役割整理と機能強化のためのワーキンググループ(2020)」報告まとめ

SD特別委員会の委員と進め方

日本学術会議・未来の学術振興構想

「学術の中長期研究戦略」

参考資料

1/6

日本中性子科学会が策定した学術研究構想

(未来の学術振興構想 (2023年版) <付録1>より)

No.	「学術の中長期研究戦略」の名称	学術振興の「ビジョン」の概要	学術研究構想					所属する グランド ビジョン の番号
			提案の 種別 (研究/ 施設)	学術研究構想の名称	学術研究構想の概要	学術的な意義	社会的価値	
146	中性子ビーム利用の中長期研究戦略(Medium-long term neutron beam research strategy)	中性子ビームは、原子の位置や運動を見るツールであり、多様な学術分野で利用される。新たな利用分野の開拓、新たな中性子光学技術や解析技術の向上、人材育成、量子ビーム連携の4つの観点から取り組む。	研究計画	中性子ビーム利用、いつでもどこでも(Neutron Beam Applications, Anytime, Anywhere)	新たな技術や方法論的手法を大型施設や小型中性子源等に展開し利用基盤の高度化と底上げを図る。コミュニティーでの技術交流・人材育成を通じて、次世代の中性子ビーム利用に資する量子ビーム利用拡大を推進する。	本構想は、近未来の中性子ビーム利用計測技術の高度化により、幅広い研究分野(水素エネルギー・アンモニア利用、カーボンニュートラル、食品や水などに関する分野)に貢献し、我が国の地位・競争力を高める。	【実施計画】R6-R15: 施設運用・技術開発・次期計画検討 R16-R25: 次期計画実行・施設運用・将来計画の具体化 【所要経費】約1,800億円 【実施機関と実施体制】KEK, JAEA, 理研、産総研、CROSS等の研究機関と北大、東北大、茨大、筑波大、東大、京大、福井大、などの大学が協力する実施体制をとる。	⑯

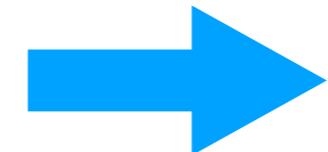
<グランドビジョン一覧>

- ① 言語・コミュニケーション研究の充実を踏まえた現代社会問題のデータ解析による解決策の提示
- ② 長い時間軸・大きな空間軸・多様な視点からのヒトと社会の科学
- ③ 日本史学を含めた非西洋史学の再構築と国際協働
- ④ 地球の生命環境と食料供給を持続させるための学術創生
- ⑤ 生命現象の包括的理解による真のWell-beingの創出
- ⑥ ビッグデータ駆動による生命科学の新たな発展
- ⑦ ヒトの知性を知る、創る、活かすための学術の創生
- ⑧ 超スマート社会における人の能力拡張とAIとの共生
- ⑨ サイバー空間の構築・活用による価値創造
- ⑩ データ基盤と利活用による学術界の再構築
- ⑪ 数学・数理科学・量子情報科学が切り拓く未来社会
- ⑫ 観測技術革新による地球システムの理解と地球変動予測への展開
- ⑬ 地球規模の環境危機にレジリエントな持続的社会の構築
- ⑭ エネルギーと環境の両立的課題解決
- ⑮ 持続可能社会に資する革新的な物質・材料の開拓
- ⑯ 量子ビームを用いた極限世界の解明と人類社会への貢献
- ⑰ 太陽系探査の推進と人類のフロンティア拡大
- ⑱ 宇宙における天体と生命の誕生・共進化の解明
- ⑲ 自然界の基本法則と宇宙・物質の起源の探求

⑯ 量子ビームを用いた極限世界の解明と 人類社会への貢献

- ・持続可能な社会基盤構築に繋がる重元素研究の推進
 - ・複雑・不均一系の分子ダイナミクスに挑む量子光科学拠点の構築
 - ・J-PARCでの高強度重イオンビームによる超高密度物質の研究
 - ・MLF第2ターゲットステーション: 中性子・ミュオン科学の新たな展開
 - ・量子ビーム施設統合マルチプローブ学術研究基盤
 - ・超伝導加速器研究拠点
 - ・新学術分野の創成と社会課題の解決を実現する先端放射光科学
 - ・大強度低速陽電子ビームによる物性科学・基礎科学の革新的展開
 - ・高エネルギー大強度陽子ビームが拓く核子エンジニアリング社会
 - ・21世紀の量子プローブ「ミュオン」を用いた学際科学の新展開
- など、15の学術構想が⑯に属する

構想の実現に向けた実行が今後の課題



16

「第1期中性子科学推進委員(2022)」提言

項目	コメント
1 これまで交流のない研究分野に向けて施設や学会の側から中性子の有用性を訴える	Webの情報だけから中性子利用によって得られる情報の詳細を知ることは大変難しい。施設あるいは学会の側からそのような分野に対して検討を持ちかけるなどの能動的な活動を行うための方策を考えたい。
2 SDGs、カーボンニュートラル等の社会的課題への貢献を重視する	
3 産業構造や社会構造の変化を意識した産業利用の仕組みを考える	具体的な取り組みについては産業界自体も手探りの状態であり、中性子利用に関してもこれまでとは異なる需要が出てくる可能性も大きい。そのような社会的な状況を総合的に考慮したうえで、今後の産業利用の仕組みを考えていく必要がある。
4 中性子利用研究者が活躍している姿を見せる	中性子科学の魅力と社会貢献のアピールは戦略的に行われるべきであり、施設・大学などの機関をまたいだ連携項目として学会を中心に検討されるべきであろう。
5 施設と大学や研究機関の間の人的交流を活性化させる	施設と大学や研究機関の間で活発に人材が移動し、キャリアパスの一つとして見えるようになることが望ましい。
6 上記のような連携活動に対する支援について、学会は文部科学省などとも対話する	



「ロードマップ検討特別委員会(2018)」提言

中性子科学推進における課題		解決に向けた提案および活動
1	学際連携における課題	<p>現状の中性子科学は、異分野融合のポテンシャルはあるものの、分野間のつながりが希薄である。また、技術開発面で発想を実現すべく中性子分野に新規参入することは、利用施設の数、実験時間の制約から容易ではない。</p> <p>→<u>連携を効率的にするサイエンス・装置分科会の設置を提案</u></p>
2	施設と利用者の乖離	<p>計測技術の先端化・専門化と共に装置開発は施設が担う傾向にあり、（物性研究分野においては）中性子に関わる研究者は施設に集中、大学では減少傾向にある。</p> <p>→中性子以外のサイエンスコミュニティとのつながりの強化</p>
3	中性子利用の体系化における課題	<p>規模と目的が異なる中性子源が共存する時代を迎えるに当たり、各々の中性子源の強みを活かす中性子の利用体系、および、中性子源施設の連携の枠組みを早急に構築する必要がある。また、放射光などの他の量子ビーム利用との連携も検討すべき段階にある。</p> <p>→中性子基礎基盤部会（中性子源ネットワーク）で活動中？</p> <p>→量子ビーム科学連絡部会を立ち上げ、活動中？</p>

「ロードマップ検討特別委員会(2018)」提言

中性子科学推進における課題		解決に向けた提案および活動
4	将来ビジョンの明確化と共有における課題	<p>限られた資源の中で中性子科学の発展を図るためにには、日本全体で必要な施設とその利用（サイエンス）に関するグランドデザインの検討が必要である。そのために各施設が目指す社会的価値の向上の方向性とコミュニティ全体が描く将来ビジョン、および、施設に求めるべき利用者価値の明示と共有が必要不可欠である。</p> <p>→<u>中性子科学将来ビジョン討論会が共通認識を形成する最初の場、 中性子科学推進委員会が一翼を担う</u></p>
5	産業界の参入	<p>研究、技術開発における産業界の参入も中性子科学の推進において重要であるが、未だ十分とは言えない（J-PARC稼働後も日本中性子科学会における企業所属会員は少なく、ほぼ横這いである。）。</p> <p><u>AcademiaとIndustryが真に出会い、連携する場が必要である。</u></p> <p>→産学施設連携プラットフォームの設立を目指した議論が非公式に行われている（コロナ禍で消失？）</p>
6	コミュニティ形成、および、人材に関する課題	<p>上記の課題の解決のためには、日本中性子科学会を中心とした活力あるコミュニティの形成と人材育成・輩出におけるオールジャパン体制での戦略的連携が必要である。</p> <p>→連携のための項目整理、情報共有と役割分担、財産の共有など</p>

「評議員会の役割整理と機能強化のための ワーキンググループ(2020)」報告

参考資料

5/6

項目	コメント
1 必要な議論を行うための方策 <ul style="list-style-type: none">■ 評議員会の事前準備■ ワーキンググループ（WG）、タスクフォース（TF）の有効活用■ 評議員会の進行■ 幹事業務の整理と幹事業務の引き継ぎ■ 幹事への権限委譲	評議員会会合の議論の効率化には、事前準備とメリハリをつけた進行が必要である。このために、幹事と評議員の協働を進めること、同時に幹事会における裁量の見直しが検討されるべきである。
2 評議員会構成 <ul style="list-style-type: none">■ 構成バランスの改善■ 評議員選出の機会の拡大	バランスの取れた評議員会構成となるには、そもそもの学会構成員の分布など、周辺の本質的課題への検討が必要である。中期的ビジョンを持って、幅広い意見を拾い上げられる仕組み作りなどを進めるとともに、幹事会やWGとの連携を通して、より多くの候補者の情報共有をするなど、できることを継続的に実施すべきである。
3 中性子科学の未来に関する議論 <ul style="list-style-type: none">■ 推進委員会答申に対する評議員会の対応■ 将来計画の策定■ 中性子科学将来ビジョン討論会の継続	中性子科学および科学会の現在と将来に関する議論は、評議員会（会長含む）が主導して行う必要がある。各委員会、各WGを活用し、科学会の現状を俯瞰して将来ビジョンを継続的に議論する機会が設けられるべきである。

SD特別委員会の委員と進め方

【委員(9月13日現在)】

		担当班	検討項目
大竹 淑恵	理化学研究所 (会長)		
井上 優太郎	京都大学 (庶務幹事)	B	定款・細則・規定整備
大石 一城	総合科学研究機構 (庶務幹事)	B	学会賞規定の整備
大友 季哉	高エネルギー加速器研究機構 (評議員)	A	学生会員の位置づけ
小野田 敬	東京工業大学	A	他分野交流
河村 聖子	日本原子力研究開発機構 (評議員)	A	活動の見える化
久米 卓志	花王株式会社 (評議員)	B	選挙規定の整備
杉山 正明	京都大学 (評議員)	A	会員アンケートの実施
鈴木 淳市	総合科学研究機構 (評議員)	B	定款・細則・規定整備 ビジョン討論会、
武田 全康	日本原子力研究開発機構	B	ビジョン討論会
藤田 全基	東北大学 (評議員)	A	評議員特別枠、常設委員会活用
本田 孝志	高エネルギー加速器研究機構 (行事幹事)	A	他分野交流
委員長・A班班長：藤田 全基			
B班班長：鈴木 淳市			

【進め方】

- 「サイエンス・ダイバーシティーの推進」と「会員参画と見える化の推進」に関係する課題を分類して、それを A 班(班長;藤田)と B 班(班長:鈴木)で検討する。
- 検討は関係幹事などと連携して行う。ブレークダウンした実動項目は、関係幹事などの裁量で行い、幹事、評議員などの活動基盤を作ることに協力する。
- 各検討項目に担当者を置き、隨時、追加・連携メンバーを検討して、実行するための方策を提案する。

中性子科学会 2023年度総会
2024年3月8日
水戸市民会館

議事次第5

定款 + 細則等変更の趣旨・説明・承認

説明者：鈴木淳市（SD特別委員会B班班長）

日本中性子科学会 定款・細則・規定および要領の改定(案)

名 称	改定等	変更手続き
1. 日本中性子科学会 定款		定款第32条 定款の変更は、総会において決定する。
2. 日本中性子科学会 細則		
3. 編集委員会規定		
4. 行事委員会規定	改定	
5. 交流委員会規定		
6. 広報委員会規定		
7. 中性子科学推進委員会規定		
8. 選挙管理規定		
9. 記述選挙実施要領、 Web選挙実施要領	選挙実施要領として統合し、改定	定款第4条 この定款の実行に必要な 細則および規定は、評議員会において制定され、総会において報告される。
10. 評議員特別枠のための特別規定	新規制定	
11. 平成27年度選挙制度移行のため の特別規定	削除 (移行期間終了のため)	

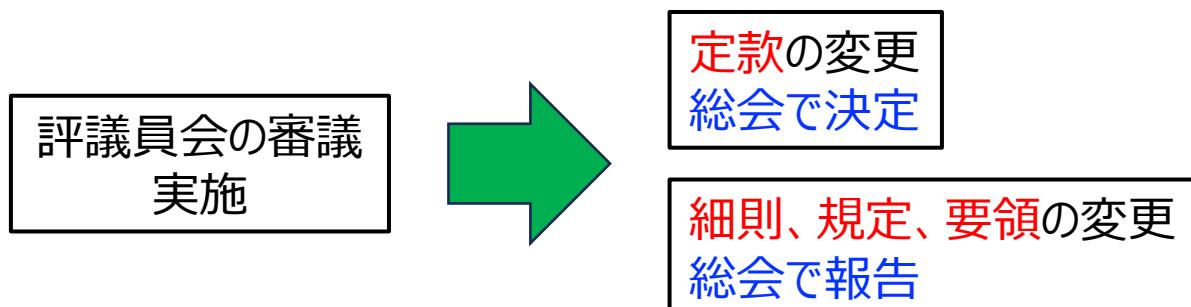
名 称	改定等	変更手続き
12. 日本中性子科学会各賞選考委員会規定	改定	
13. 2024年度日本中性子科学会各賞選考委員会規定移行のための特別規定	新規制定	定款第4条 この定款の実行に必要な細則および規定は、評議員会において制定され、総会において報告される。
14. 日本中性子科学会における名義使用許可に関する規定	改定	

事前配布資料：日本中性子科学会定款等改定案.docx

水色：軽微あるいは技術的な修正、改定

(定款、細則、規定、要領の相互関係を一通り確認し、文言、表現の統一等の技術的な細かい改定)

黄色：本質的な点を含む改定 ←本日の説明は主にこれ



1. 日本中性子学会 定款

【本会の目的】

「第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。」の第4項

[現行] 中性子科学関連の人材育成・普及の促進

[改定案] 中性子科学関連の**人材の育成および活躍の推進**

「人材の普及」の意味を確認→「人材が活躍できる環境を整備すること」

(鳥飼人材育成WGL、加倉井会長（当時）)

→「女性活躍推進法」の「人材の活躍」を参考にした改定案

【会員】

[現行] 第5条 会員は、正会員、賛助会員、購読会員およびシニア会員からなる。

[改定案] ----からなる。正会員のうち学生の会員を学生会員とする。

学生会員の定義、明記。今後、学会が学生会員に関する施策を進め易くする。

【会長】

[現行] 第17条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会および評議員会を召集し、評議員会の議長となる。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した評議員の一人がその任務を代行する。ただし、残任期間が1年以上あるときは、新たにその残任期間を務める会長を選出する。

[改定案] ----, ただし、残任期間が1年以上あるときは、新たにその残任期間を務める会長を細則に定める方法により、正会員により正会員のなかから選出する。

残任期間を務める会長の選出方法について記載する。

【特別委員会】

[現行] 第19条 評議員会は、必要と認めた事項を検討するために、期間を定めて特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長は、評議員会により正会員のなかから指名される。

[改定案] ----, 期間を定めて細則に定める特別委員会を置くことができる。-----

特別委員会の規定が（この条文しか）無いので、細則に定めるとする。

【実行委員会】

[現行] なし

[改定（追加）案] 本会は、必要と認めた会務を行うために、期間を定めて細則に定める実行委員会を置くことができる。

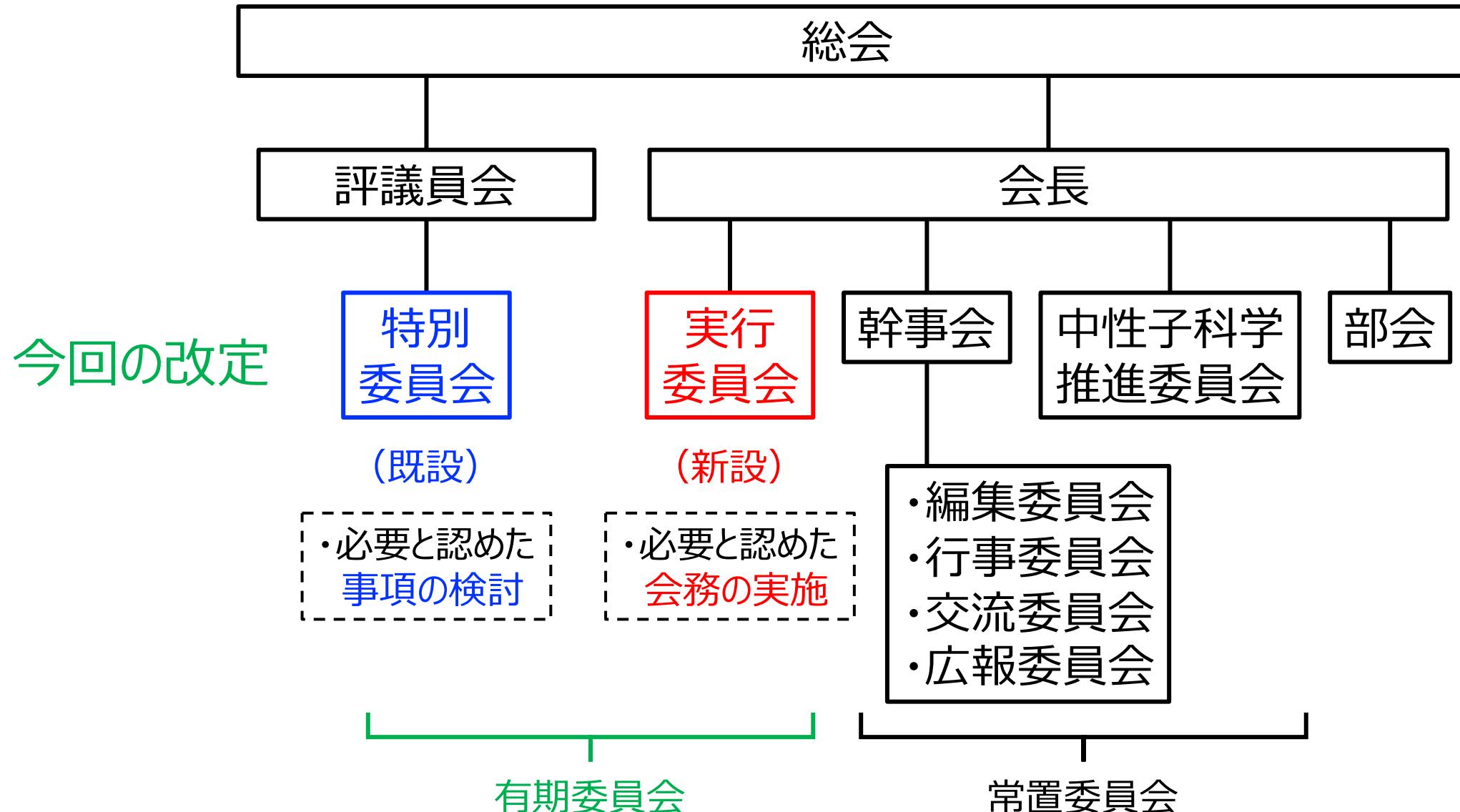
実行委員会の委員長は、会長により正会員のなかから指名され、評議員会において承認される。

期間を定めて会務を実行する実行委員会を新たに設置するための追記。

例えば、本日のビジョン討論会での本田孝志さん紹介の計画：

「量子ビーム連絡部会」→「量子ビーム科学連携実行委員会」

【学会組織図】



質疑応答

2. 日本中性子学会 細則

第5章 特別委員会	第7章 実行委員会
	第17条 実行委員会は、 <u>常置委員会</u> 、 <u>その他の委員会の活動を補い</u> 、 <u>本会の会務を行う</u> 。
第10条 特別委員会の <u>委員</u> は、特別委員会の委員長により <u>正会員</u> のなかから指名され、評議員会において <u>承認</u> される。	第18条 実行委員会の委員は、会員および <u>他の連携学会員</u> からなる。
第11条 特別委員会の <u>設置期間は、最長2年</u> とする。	第19条 実行委員会の <u>設置期間は、最長2年</u> とする。
第12条 特別委員会の <u>委員の任期は、特別委員会の設置期間</u> とする。	第20条 実行委員会の <u>委員の任期は、実行委員会の設置期間</u> とする。
第13条 特別委員会は、専門家からの意見を聞くために、必要に応じて <u>オブザーバーを招請できる</u> 。	
第14条 特別委員会は、 <u>検討事項およびその検討状況を評議員会に年1回以上報告し</u> 、重要事項については承認を得なければならない。	第21条 実行委員会は、 <u>実行計画および実行状況を会長および評議員会に年1回以上報告し</u> 、重要事項については承認を得なければならない。

※現在の量子ビーム科学連絡部会の活動は、他学会と連携した活動を目指している。このような活動の円滑な推進のため、他の連携学会員もメンバーに含められる委員会（担当幹事を置く委員会）への発展的な移行を検討中

【会員，委員等名簿】

第30条 会員，委員等名簿（以下，名簿と呼ぶ）とは，会員，委員等の氏名，所属，役職およびメールアドレス等が記載されたものとする。

第31条 **名簿**は，会員相互，委員相互，事務局との諸連絡等に利用することを**目的**とする。

第32条 **名簿**は，本人，委員等の同意がなければ**目的外の利用および第三者への提供を行ってはならない**。

第33条 **名簿**は，**正確かつ最新内容に保持され，適正に管理**されなければならない。

- ・近年、会員名簿を発行していないので、「会員名簿を発行する。」を削除。代わりに会員の個人情報保護の最低限の規定を追加する。
- ・会員が登録情報を更新できるような仕組みが必要。分野・分類の定義が、登録と選挙の際で異なる。広報幹事および事務局に対応をお願いする。

8. 選挙管理規定

第3条 選挙実施要領は、別に定める。

第5条 選挙は、インターネットを介して投票を行う選挙システム（以下、Web選挙と呼ぶ）により実施する。

- 詳細は「記述選挙実施要領」と「Web選挙実施要領」を統合、改定した「選挙実施要領」に定める。
- Web選挙に一本化する。

10. 評議員特別枠のための特別規定 新規制定

第1条 任期が2025年4月からの評議員の選挙（**2024年度実施**）および任期が2026年4月からの評議員の選挙（**2025年度実施**）において、ダイバーシティ推進を目的とした**時限措置**として、評議員特別枠を適用する。

第2条 評議員特別枠の**有資格者**は、**選挙実施年度末に50歳未満で、かつ評議員未経験の正会員**とする。

第3条 評議員の第1次選挙の結果、第2条に定める有資格者のなかで最多得票数を得た男女1名ずつの者を評議員特別枠候補者と定める。ただし、得票数が同じ者が複数の場合は、年少者から順次決定する。評議員特別枠候補者は、2年間で計4名とする。

第4条 第3条に基づき決定した評議員特別枠候補者が評議員の第1次選挙の結果の上位12位以内の場合、選挙管理委員長は、**評議員の第2次選挙の通常候補者もしくは評議員特別枠候補者のいずれになるか**、第2次選挙前に**本人の意向を確認**し、評議員特別枠対象者を決定する。評議員特別枠候補者となる場合は、該当の評議員特別枠候補者を除く上位12位以内の者を第2次選挙の通常候補者とする。

第5条 評議員の第2次選挙において、**評議員特別枠対象者は、信任投票**とし、有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。信任された対象者は、選挙管理規定で定める通常選挙により選出の評議員16名に加え、評議員となる。

第6条 その他疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議して会長に報告し、評議員会の承認を得て、評議員特別枠を含めた評議員選挙を実施する。

12. 日本中性子学会各賞選考委員会規定

第7条 選考委員の任期は、一期2年とし、連続して二期務めることはできない。選考委員の任期は、委嘱日に始まり、翌年度末に終わる。

第13条 選考委員が賞の被推薦者となった場合または被推薦者が委員と利益相反の関係にあると選考委員会が判定した場合、当該委員は、その被推薦者の選考に加わることはできない。

第18条 会長は、選考委員の氏名を任期終了後に公表する。

13. 2024年度日本中性子学会各賞選考委員会規定移行のための特別規定 新規制定

第1条 2023年度から継続の選考委員の任期は、1年とする。

14. 日本中性子学会における名義使用許可に関する規定

「(名義の区分) 第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。」の第2項

[現行] 共催 団体等が主催する事業について、原則として本会が企画当初から運営に参画し、
主催者と共同して開催する場合

[改定案] 共催 原則として本会が企画当初から運営に参画し、主催者の一員として事業を共同
開催する場合

「(許可の基準) 第4条 名義の使用許可を受けることができる事業は、次の各号に該当するものでなければなら
ない。」の第7項

[現行] 共催事業にあっては、本会会員が企画、運営等に主導的に参画するものであること。

[改定案] 共催事業にあっては、原則として本会が企画当初から運営に参画し、主催者の一員と
して共同開催するものであること

主催、共催の使い分け

しゅ-さい【主催】『名』中心となって会合や行事などを催すこと。ま
た、その人や団体。

きょう-さい【共催】

『名』二つ以上の団体が共同して一つの催しを行なうこと。共同主
催。

主催は、文字通りイベントの企画者であり、運営主体です。イベントに関わるすべての
責任を負うのが主催者となります。共催は、その言葉が表す通り共に主催するという意
味で、複数の団体が1つのイベントを行う場合に用います。

「主催」として、2社以上の社名が併記されているケースもありますが、この場合は
「共催」が適切な表現です。

(審議) 第6条

[現行]

申請された名義の使用許可にあたっては、第3条および第4条の各号に適合していることを本会交流委員会において審議するとともに、審議の結果を会長および評議員会に報告する。

2. 第1項の審議にあたっては必要に応じて会長や本会評議員会（以下、「評議員会」という。）、本会幹事等の意見を聞くものとする。

[改定案]

申請された名義の使用許可にあたっては、第3条および第4条の各号に適合していることを本会交流委員会において審議し、審議の結果を会長および評議員会に報告するものとする。

2 第1項の審議にあたり、共催依頼については、会長、本会庶務幹事で検討後、評議員会で審議し、了承を得るものとする。

質疑応答

【参考】部会に関する定款、細則、規定の条文

【定款】

第20条 本会は、必要に応じ部会を置くことができる。

【細則】

第8章 部会

第20条 本会に部会を置くことができる。部会は別に定める規定により運営される。

第21条 部会の設置、改廃は評議員会で決定され総会において報告される。

【部会規定】

1. 部会は、常置委員会、その他の委員会の活動を補い、日本中性子科学会に貢献する。
2. 部会には、部会長1名、副部会長若干名を置く。
3. 部会長および副部会長の任期は一期2年とし、連続して三期務めることはできない。
4. 部会員は正会員及びシニア会員からなる。
5. 部会の活動、運営などについては、年1回以上評議員会に報告し、重要事項については承認を得るものとする。
6. 各部会の要綱は、各部会において別途定めることができる。
7. 要綱は評議員会にて承認を得る。
8. 以下の部会を設置する。
 - 1) 中性子基礎基盤部会
 - 2) 量子ビーム科学連絡部会
 - 3) 施設連携活動部会